

令和2年度 第3回 環境審議会

- 日 時 令和2年 8月 28日 (金) 14時00分から16時30分
- 場 所 石狩市役所5階 第一委員会室
- 議 題
- 1) (仮称)石狩・厚田洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について(石狩湾洋上風力発電合同会社)
 - 2) (仮称)石狩湾沖洋上風力発電所建設計画計画段階環境配慮書について(株式会社JERA)
 - 3) (仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業計画段階環境配慮書について(合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所)
 - 4) 石狩市地球温暖化対策推進計画の改定について(諮問)
 - 5) 石狩市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について(諮問)

○出席者(敬称略)

環境審議会委員

会 長	菅澤 紀生	副会長	高橋 英明
委 員	長谷川 理	委 員	藤井 賢彦
委 員	松島 肇	委 員	加藤 光治
委 員	牧野 勉	委 員	氏家 暢
委 員	酒井 幸彦	委 員	長原 徳治

事務局

環境市民部長	松儀 倫也	環境政策課長	飛鳥 謙一
環境保全課長	吉井 重正	ごみ・リサイクル課長	石倉 衛
環境政策担当主査	加藤 友紀	環境保全担当主査	矢野 淳司
自然保護担当主査	菊池 拓	衛生政策担当主査	宮原 和智
環境政策担当主任	和田 照秀		

関係説明員

株式会社 INFLUX

洋上風力開発部 執行役員 浅野 泰一 業務管理部長 土谷 尚

ユニオンデータシステム株式会社

環境エネルギー部 課長 栗林 貴光

合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所

開発部長 渡邊 泰太郎

エヌエス環境株式会社

札幌支店長 倉井 規広

札幌支店技術課 主任 福田 英克

○ 傍聴者数 6名

【事務局 飛鳥課長】

それでは、定刻となりましたので会議を始めます。本日は皆様ご多忙のところ、石狩市環境審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は事務局の環境政策課長の飛鳥と申します。よろしく願いいたします。

本日の資料についてお知らせいたします。事前に送付しております「議事次第」、「環境影響評価図書」本編及び要約書5冊、これに加えまして、本日机上に配付しております資料1「石狩市地球温暖化対策推進計画の改定について」、資料2「石狩市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」、資料3「第3次石狩市環境基本計画骨子」、そのほかに、本日の議題（1）「（仮称）石狩・厚田洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について」事業者より説明用の資料が提供されております。

また、皆様に事前に資料を送付した後に株式会社 JERA が計画する「（仮称）石狩湾沖洋上風力発電所建設計画 計画段階環境配慮書」につきまして、製本された本編及び要約書が届いておりますので、本日配付させていただきます。

なお、事前に送付している紙ファイル版につきましては、お帰りの際に机の上に置いていただければ事務局で回収いたしますので、よろしく願いいたします。

以上、資料の不足等はございませんか。大丈夫ですね。

続きまして、本日は石井委員、荒関委員、丹野委員から欠席の連絡を頂いております。つきましては、当審議会の委員総数13名に対しまして、10名のご出席をいただいておりますことから、石狩市環境審議会規則第4条第3項の規定によりまして、当審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、本日の議題は議事次第に記載されているとおりでございますが、議題の（1）、（2）、（3）の風力発電事業につきましては、議題に係る関係説明員として風力発電事業者様にもお越しいただいて、対面で行うよう調整を行っていましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の新規感染者拡大を鑑み、また、会場の密を少しでも緩和させるとともに、関東圏など都道府県を跨いで来庁していただく会議は回避する方が妥当と判断させていただき、先月同様にWeb会議にて行うことといたしましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで一点、お願いがございます。会議録作成に当たりまして、今まで会議内容はICレコーダーで音声を録音して、職員がそれを聞きながら文字に起こすという方法で作成しておりましたが、この方法による文字起こしは大変時間がかかりますことから、音声データをパソコンに取り込むことで自動的に文字起こしができるシステムの導入を現在検討しております。本日の会議でも、このシステムの実証実験を行い、その効果を検証したいと考えております。そのため、皆様には、発言の際はマイクに向かってお話していただきますようご協力をお願いいたします。また、マイクのスイッチにつきましては、事務局で操作いたしますので、マイクのスイッチを押すなどの操作は行わないようお願いいたします。

それでは、ここから先の議事につきましては、菅澤会長をお願いいたします。よろしく願いします。

【菅澤会長】

それでは、令和2年度第3回石狩市環境審議会を開会いたします。議題に入りたいと思いますが、今日は三つも配慮書がありますので、事業者さんからの話は20分、我々の質疑応答もなるべく20分にしてくださいというお話がありましたので、ご協力よろしく申し上げます。

それでは、議題(1)「(仮称)石狩・厚田洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について」の説明を石狩湾洋上風力発電合同会社の方をお願いします。

【株式会社 INFLUX 土谷氏】

はい、こちらの声は聞こえますでしょうか。

【事務局 飛鳥課長】

聞こえています。

【株式会社 INFLUX 土谷氏】

最初に今日の説明員3名をご紹介します。私は石狩・厚田洋上風力発電を担当しております、株式会社 INFLUX の土谷と申します。よろしく申し上げます。

【ユニオンデータシステム株式会社 栗林氏】

私はコンサルのユニオンデータシステム株式会社の栗林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【株式会社 INFLUX 浅野氏】

私は株式会社 INFLUX の洋上風力発電部門の執行役員をやっております、浅野と申します。よろしく申し上げます。

【株式会社 INFLUX 土谷氏】

それでは、私どものお配りした資料に則って説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「(仮称)石狩・厚田洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」の事業概要について説明させていただきます。

まず私どもの会社について、説明させていただきたいと思います。二ページ目、この洋上風力発電事業に関して、私どもはSPC(特別目的会社)というものを立ち上げておりまして、将来的に色々このプロジェクトのファイナンスをかけたります関係がありますので、この事業に関してのSPCを立ち上げております。

ここの会社に関しては、私ども株式会社 INFLUX が100%出資している会社でございます。

それでは株式会社 INFLUX についてご説明させていただきます。私どもは 2018 年設立の比較的新しい会社ではございますが、代表を始め、再生可能エネルギー関係の開発を 10 年以上手掛けているメンバーがおり、現在社員は 50 名ほどです。海外を含めて対応しているため、グローバルな人材も抱え、このプロジェクトを進めさせていただいております。

洋上風力発電に関しては、北海道から九州まで 9 エリアの開発を計画しておりまして、トータルで行くと 3.5GW ほどの規模のプロジェクトの取扱いをしています。

私どもとしては、この洋上風力発電の開発をするだけでなく、もちろんライフタイムにおけるマネジメントや地域活性化というところも最優先の対応をするべき活動と思っております。その中で、グリーン水素、石狩市さんも色々お考えになっているとお聞きしております。このようなものを活用して、拠点港ないし、資料 10 ページのカーボンフリーポート化というような構想も私どもとしては検討の中に入っております。

それでは、石狩・厚田洋上風力発電の事業概要についてご説明させていただきます。北海道の中の位置づけとして、赤い箇所が今回設定している事業想定エリアです。これをさらに拡大したものが次のスライドです。

小樽市から石狩市浜益地区くらいまでの間の石狩湾の洋上で、水深に関しては 20m から 50m の海域を選んでいきます。面積にすると 31,500ha で、ここに私どもの今の予定でいくと最大 140 基、9.5MW から 12MW クラスの風車を想定しています。

すみません、お手元の資料ではかなり飛んで 22 ページです。後ろの方になりますので、ご注意ください。

最大総発電出力は 1,330,000kW で、あくまでもこれは最大と捉えていただければと思います。

どうしてこのエリアを設定したか、これからお話させていただきます。もちろん風力発電ですので、風況の良いところを選ぶということは第一でして、年平均 7.5m から 8.5m くらいの風が吹いているエリアに着目し、基礎の方式を含め、水深 20m から 50m までのところを選んでおります。

ここは後ほどまた説明があると思いますが、石狩市さんで設定されている風力発電に関するゾーニング計画というものを、私どもとしても参考にさせていただいております。その中の環境保全区域というところを除いた、ある程度景観や音などを含めて配慮できるような沿岸からの距離を確保させていただき、このようなエリアを設定させていただきました。

それから、実際に発電した電力は北電さんに系統連系して売電するように計画していますが、送電線の陸揚げ地に関しては、ここにお示ししております当初の計画では、石狩湾新港の西側の小樽市さんとの境界線くらいのところを予定していましたが、北電さんとの協議の中で、ここだと電力を受け入れる余裕がないという回答が来ましたので、一旦、この系統連系の陸揚げ地はリセットされ、別の陸揚げ地を北電さんと協議し、もう一度探していくという状況です。

私どもの想定しているスケジュールとしては、今年から環境アセスの活動を開始させていただき、大体 10 年くらいの計画と考えております。その中でこの事業自体が再エネ海域利用法に則ったものとなりますので、促進区域にならないと、私どもとしてもこの事業を進めることはできません。ですから現状として、来年、有望区域に指定されることを前提にしてスケジュールを作っておりますが、前提が変わってくると、私どもの事業計画も変わってくるということになっております。

使用する風車に関して 9.5MW から 12MW のものを予定していることは先ほど申し上げましたが、ローターの直径でいくと、164m から 220m とかなり陸上とは違った大きなものになります。ハブの高さも 105m から 138m という大きさになります。

これを実際にどのように基礎で建てるかという点、モノパイル式という 1 本のパイルを海底に入れる形のもの、ジャケット方式というものの二種類がございます。私どもとしては、今後の海洋調査の中で海底の地質がどのようなかによって、このどちらかを採用するという点で、検討しております。

これで私どもの事業説明は終わらせていただきます。

【菅澤会長】

ご説明ありがとうございます。それではただ今のご説明について、何か質疑応答があれば、お願いします。

藤井委員どうぞ。

【藤井委員】

スライドの 24 枚目ですが、系統接続が今のところ担保されていないということで、そこがポイントになると思いますが、これは北電の管内につながるのであれば、この湾のどこでも同じ話だと思いますが、そこがまさに、示唆されていましたが、今後の事業計画を大きく左右すると思いますが、そこを含めての SPC かと思ったのですが、そうではないのですか。

【株式会社 INFLUX 土谷氏】

すみません、音声聞き取りづらくて、送電系統に対してということでしょうか。

【藤井委員】

今は聞こえますか。

【ユニオンデータシステム株式会社 栗林氏】

今、聞こえます。

【藤井委員】

石狩でも小樽でも、この石狩湾でやっている限りは北電の系統につなぐことを前提にしていると思います。図に海底ケーブルが出ていますが、どこにつないでも、北電の管内だと思えますが、つなぐということに関しては市町村関係なく同じ状況じゃないですか。そこが担保されない限りは、先ほど促進地域の話もありましたが、なかなかこの場で議論は難しいと思います。

【株式会社 INFLUX 浅野氏】

すみません、聞こえません。

【藤井委員】

これは、どうしたら良いでしょうか。最初から言った方が良いですか。

【株式会社 INFLUX 土谷氏】

音声がかえたり、聞こえなかったりと波打っている状態です。

【藤井委員】

どうしたら、波打たなくて済むのか、これで時間を食うのも良くないので、そちらに近づいたら良いでしょうか。

(端末前に移動)

聞こえますか。

24 ページ目に出ていた図ですが、陸揚げ地点から海底ケーブルを引っ張っていますが、小樽であろうが、石狩であろうが、どこにつなごうが、北電管内なので、その状況が、担保されて促進区域にならないと、この事業は実現が難しいのではないのでしょうか。つまりは、この後に環境アセスの話など、今日は資料だけで説明されていりませんが、そのような話も、なかなかしようがないのではないのでしょうか。そこを確認したいです。

【株式会社 INFLUX 土谷氏】

これはあくまでも連系のお話でして、促進区域になる、ならないということ、又、その地域に実際に受け入れる容量があるかどうかということも当然あると思いますが、一度協議と言いますか、北電さんに今お示ししているポイントに対して、どうですかと確認させていただいたところ、ここに一番近い系統は今空いていないので別の場所を提示しますというお話になっています。

【藤井委員】

別の場所が担保されているのですか。

【株式会社 INFLUX 土谷氏】

私どもとしては別の場所もあることは確認できていますが、それは北電さんともまだ回答を協議している最中ですので、ここにしようというところはまだ決まっています。

【藤井委員】

私は委員として今日この場に来て、事業がどうかという議論をするときに、そのところがクリアにならないとなかなか納得がし難いです。

【株式会社 INFLUX 土谷氏】

今は環境アセスの段階でいくと配慮書の段階ですので、まず書類ベースでお調べをして、どのような配慮事項があるかということをもっと明らかにすることが、今の段階と承知しておりますので、現状の系統連系の位置が決まっていなから次に進めないのではないかとのご意見に対しては、私どもはそうではないと思っております。

【株式会社 INFLUX 浅野氏】

補足説明をさせていただきます。株式会社 INFLUX の浅野です。

環境アセスと、国が指定する促進区域のプロセスというものは全く別です。国がエリアを定める、促進区域指定の前提は、当然自然的に条件が整うこと、それから先行利用者との調整が整うこと、それからご質問いただいている電力の系統連系が確保されていること、この三点が重要な前提になります。

おっしゃるとおり、現時点で北電さんとの協議はまだ合意に至っていないので、1.5GWの系統連系の枠は確保できていません。しかし、北電さんが他事業者さんとの協議で、その事業者さんに1GWや1.5GWの枠を先行して与えることも考えられます。

そこも含めて協議進行だと思いますが、仮に同じ1.3GWを枠として確保された場合には、それを前提にして国は促進区域の公募を発表する形になります。我々は系統連系を確保しておりませんが、他事業者さんが北電さんとの協議によって枠を確保されたということが確認されれば、事業性としては担保され、公募によってその事業者さん以外が受注された場合には、受注された方が系統連系の枠を譲り受けるという仕組みになっております。

【藤井委員】

わかりました。どうもありがとうございます。

【菅澤会長】

長原委員どうぞ。

【長原委員】

2、3お伺いしたいと思います。長原と申します。一点目に9エリアで事業を計画していると先ほどお話がありましたが、これまでに国内外を含めて…

【ユニオンデータシステム株式会社 栗林氏】

すみません、音声聞こえません。

【菅澤会長】

これではやる意味がありませんね。環境アセス自体もコロナが落ち着いてからやりましょうか。このような設備状態では意見の言いようがないでしょう。

それに、このような多くの資料が一週間前に送られてきても、我々も意見を言いようがありませんし、同じエリアでいくつも同じものばかり出してこられても、我々にどうしてほしいのか。

【酒井委員】

この前の新聞では5社参入ってありましたから、まだまだ出てくるのでしょうか。

【菅澤会長】

これでは毎回同じような質問をしなければならないのですが、どこか選ばれたものを一つ審議するようにしてもらえないものでしょうかね。

今日の進め方については、どうしますか。事務局ではどうお考えですか。

【加藤委員】

少し、菅澤会長の意見に返答させる時間を持たせたほうが良いのではないのでしょうか。

【菅澤会長】

それでは10分休みましょうか。

【事務局】

すみませんでした。

【菅澤会長】

休憩するとして、皆さんにざっくばらんに聞きたいのですが、毎回多くの事業を計画されているので、僕らも目を通せないですよ。

【酒井委員】

事務局の方で、順次異なるところを精査してほしいですね。

【菅澤会長】

そうですね、違うところを挙げてほしいです。事業内容が同じ点は同じ発言を議事録的に参考にしてもらわざるを得ません。

1,000,000kW も、1,300,000kW も、全部事業的には同じですし、エリアもこの地域内で、どこにするかはこれから決めます、具体的な位置はわかりませんというように、毎回同じことやっています。

【事務局 飛鳥課長】

そこが再エネ海域利用法の悪いところですが。本来は再エネ海域利用法で言うと、ご存知だと思いますが、一般海域の中で国が促進区域を指定します。事業者がその指定した区域と国が示す事業規模を検討して、事業計画を作ります。それを公募しまして、国が入札して事業者を決定するというのがこの法律です。

このように、そこで決定した事業者が環境アセスメントを始めるというのが本来の流れです。ただ、環境影響評価法に基づいて事業を計画することは排除できないので、各事業者がこのように先行して環境アセスメント手続きをされているのです。ですが、今まで見ていただいた事業者の計画の中でも、区域が色々あったと思いますが、そこが促進区域になるという前提は全くありません。

ではなぜ事業者が先んじて環境アセスメント手続きを行うのかというと、再エネ海域利用法では、環境アセスメント手続きについて、事業を公募して、決定した事業者でなければできないとは定めておらず、環境影響評価法も、配慮書とその次の方法書までは、事業者さんが具体的な事業計画を持たなくても環境アセスメント手続きができるという法律です。実際に公募して落札した後に環境アセスメント手続きを始めると、そこでまた2年、3年と期間が掛かってしまうので、それを短縮させたいという思いがあって、そのような法律に基づいて、アセス行為を行っているということです。

それから、事業者が設定する事業実施想定区域がなぜ大きいかというと、区域を限定して環境影響評価手続きをしたとして、そこから外れたところが促進区域に指定された場合は、促進区域について配慮していないということで、やり直しになるのです。それを防ぐために、この区域のどこが促進区域に指定されても良いように、大きく事業を計画して、手続きをされています。また、先ほどの送電線の関係も、事業者も説明しましたが、実際には送電線などについても促進区域が指定されて、公募するときに、その系統にどのくらいまでつなげるかについても決定することになっています。ですから、今の事業者さんは事業ができるか、できないか、などということにはわからないので、具体的に北電さんと協議して、系統を確保しているというところはまずないと思います。

それでは、そもそも環境審議会に掛ける必要性があるのかどうかというところが一番の問題で、私たち事務局としても、一般の洋上風力発電についてはあまり審議会に掛けたくないというのが正直なところ。例えば、10件審議したとして、実際に事業を実施できるのは一社しかありませんし、そのうえ、その一社についても、計画で上げてくるような事業規模ではなくなります。これから国がどのような促進区域を指定するかによって変わってくると思いますが、実際のところ、北電に1,000,000kWの送電ができるような送電線はないはず。ですので、事業規模も小さくなりますし、事業の区域も小さくなります。

悩ましいところが、先ほども言いましたが、一般海域における環境影響評価を審議会ですべて諮らせていただくかということです。これが非常に事務局としても悩んでいるところではあります。これまで北海道に意見を出すに当たって、従来から環境審議会の意見も聞きながら北海道に意見書を出しており、また、この段階では関係しませんが、最後の準備書段階では諮問答申をするという手続きを経っていたので、それに合わせて行ってきました。

ただ、菅澤会長がおっしゃるように、意味がないという判断も一つなのかもしれないと感じました。委員さんに負担を掛けすぎているということもあって、事務局としてはその方が良いのではないかと感じます。

【酒井委員】

促進区域の指定の見通しはどのようなのですか。

【事務局 飛鳥課長】

まだありません。

【酒井委員】

今、日本で4か所か5か所なっていますよね。

【事務局 飛鳥課長】

促進区域に指定された地域は今5か所です。

【藤井委員】

私は裏を取っていませんが、国はきちんと送電網をつなげるかどうか、見ているのではないのでしょうか。ですから、当てがないのであれば、どれほど風況が良くても、国が促進区域には指定しないのではないのでしょうか。

【事務局 飛鳥課長】

送電線だけの話で言うと、枠を取れているか、取れていないかということは、国の方でも確認しますが、現在情報提供で挙がっているところで、例えば、北海道ですと、檜山沖、南

後志の方の二か所が挙がっており、国の資料を見ていただくとわかりますが、系統がないことを表示しています。

ですので、促進区域の有望地として国の方では表示していますが、促進区域にするためには送電線を増強しなければなりません。そして増強するには、1年や2年でできることではないので、まだかなりの年数が掛かってくるのではないかと思います。

【藤井委員】

そこが担保されないとなったら、色々な軋轢ばかり生むだけではないでしょうか。

【事務局 飛鳥課長】

北電が公表している情報から考えると、1,000,000kWという容量は、今つなげられないと思います。

ただ、これも何とも言えませんが、空き容量の話だけを言えば、例えば、500,000kW、600,000kW程度であれば、今、石狩湾には系統があると言われています。そのほかにも、系統が確保できるということは、常にその容量を確保できるということですが、北海道でも調査しているのが、常にその容量が流せるのではなく、空いていたり、いっぱいだったりと、時間帯によって違うので、蓄電池に溜めたものを空いている時間に流していくということができないかということで、そのようなことを検討できれば、もう少し容量が上げられるのではないかというような調査や研究も、北海道や国の方ではしております。

それによって促進区域が決定しまして、公募要領を作るときの促進区域の事業規模が決められてくるというものになっています。

今、石狩湾で全くできないかと言うと、そんなことはないというように認識しています。

【高橋副会長】

先ほど説明してもらった通り、あくまでも知事から意見を求められて、石狩市としてそれに答えるということをしなければなりません。その段階で、この環境審議会の中で意見を取る必要があるのか、ないのかというところを、もっとしっかり石狩市としてどう考えるのかを示してもらわなければ、おそらくこれ以上話は進まないと思います。

細かいことを色々と1時間話してどうこうと言っても進まないことですので、基本的には石狩市さんがどのような考えで、ここに諮問するのか、しないのか。そういったところをしっかりと整理していただけないだろうかと思います。

菅澤会長と同じような意見になると思いますが、どうでしょうか。

【事務局 松儀部長】

今までしてきた手順を取り下げるという部分を皆さんにお諮りすれば良いのか、事務局の方で方針を出すべきなのかということは、今までそのようなことに当たったことがあり

ませんので、すぐには何とも言えないところです。

【菅澤会長】

今まで、この審議会は良かれと思い、事業者にも、議事録に残すためにも、なるべく一生懸命発言し、審議してきた審議会だと思います。それにより時間をオーバーしたりしている中で、今回はこの3案件を20分で収めてください、このような接続状況でやってくださいと言うのは失礼ではありませんか。

【事務局 松儀部長】

接続テストは事前に重ねていたのですが、接続が上手くいかず、申し訳ありません。

【菅澤会長】

やる意味がないのであれば、何か言いました、ほかにはありませんね、ではおしまいです、という審議会だってできます。それでも石狩市として、それはやっておいた方が良いというのであれば協力しますが、その代わりに、他の事業者と同じ発言が出ているから、議事録を参考にしてくださいというようにしていただきたいですね。

【事務局 松儀部長】

この件に関して相談したい部署もあるので、少し休憩を取っていただいてよろしいでしょうか。

【菅澤会長】

何分取りますか。

【事務局 松儀部長】

15分、お願いします。

【菅澤会長】

15分ですね、わかりました。

【長谷川委員】

一つだけ質問して良いですか。今の流れで、説明にあったように、促進区域として決まるかどうかわからない状態で、手を挙げておく、唾をつけておくという感じで配慮書が出てきていますが、次くらいには方法書なども出てきてしまうのでしょうか。

【事務局 飛鳥課長】

方法書も出てきてしまいます。今 10 社近くから事業をやりたいという話を聞いていますので、それが全てアセス手続きをするかどうかはわかりませんが、もし全部が、先ほど言った配慮書と方法書をやっていくと、それだけで 20 個協議していただかなければいけないという形になってしまいます。

それは中身的に、先ほども少しお話しましたが、一般洋上風力発電は陸上と違って実効性が薄いので、省略して構わないのではないかと少し考えます。

【長谷川委員】

そうしていくと、さすがに厳しいとこちらは感じてしまいます。

方法書はそれなりに大事だと思います。方法書があって、その次は準備書です。そうすると、このような調査が必要だということや、せめてこれくらいはしようというような意見を言う機会がないとすると、方法書がいくつも出てきて、あまり議論せずにどこか一社が仮に決まって、事業が進んだときには、もう何を進めているのかわからないというような感じになるのではないかという気がしてしまいます。

本当に 5 社も 10 社も方法書を全部議論すると確かに大変ですが、一社あるいは決まったときにもう一回、せめて一社分くらいは方法書を評価できるようなタイミングが取れるなら良いと思います。

【事務局 飛鳥課長】

方法書段階になってくると、どうしていくかという具体的な内容が出てきますし、それから事業者も全部は出てこないと思います。方法書はある一定の調査などを行ったうえで出されますので。配慮書は、皆さまご存知のように、従来どおりのものを焼いて持ってきたような状態で、詳しい事業の中身がわかりません。

方法書については、何社になるのかわかりませんが、上がってきた場合に審議会の中で審査をしていただく、というような整理の方が良いかもしれません。

【加藤委員】

一点だけ。前回審議した事業者がありますから、その辺りの整合性を行政の方で取るということを含めて検討していただきたいです。

【事務局 飛鳥課長】

そうですね。

【加藤委員】

前回、洋上での大型風車は初めてでしたか。

【事務局 飛鳥課長】

前は二回目ですね。

【加藤委員】

今回議題にした業者との関係もあると思いますので、その辺りの整合性も取らないといけないと思います。

【菅澤会長】

全く同じではないと思いますが、ほぼ同じだと思います。その間違い探しをするわけではありませんしね。

【加藤委員】

港湾区域内の洋上で注目されているので、皆さんが手を挙げてきている部分もあると思います。ただ、その取扱いは、一般海域と陸上とは全然違いますので、行政の方も当然勉強して、その辺りは詳しいと思いますが、陸上の時代とは蓄電池一つ見ても技術的に違いますし、海底ケーブルも違ってきているので、コストの面も大分洋上は安くなったという話も業界から聞いています。そのため、結構手を挙げてくるところも多いのではないかと思います。

洋上ではわざわざスーパーゼネコンさん辺りが船まで造船して、建設するというような時代ですので検討していただいた方が良いのではないかと思います。

【菅澤会長】

前に審議したものを参考にしてもらおうなど、少し省エネにしてもらわなければ、僕らも付き合いきれません。

事業者さんに来ていただいて、審議するのであれば、石狩市は本当にしっかり審議されていて厳しいところなので、慎重にやらなければなどという効果がありますが、このような通信で、聞こえませんなどとやっていたのでは、何の意味もないと思います。

では、10分休憩します。

(休憩)

少し失礼がありましたが、事務局の方で話し合っていた結果、先ほどのように一般洋上は国の選定の問題もあり、これを一生懸命我々で審議しても、机上の空論になってしまうということと、我々の負担も考慮していただいて、今日は接続状況も悪いということで2件の議題については中止とさせていただくということです。

今後については一般洋上海域の配慮書については、過去に2件審議していますので、それ

を参考に事務局の方で意見を作っていただいて、それを道に上げるという方法でやらせてもらいたいという話がありました。

それから方法書については、長谷川委員の指摘のとおり、やはりそれが外れてしまうと困るということで、これは従来どおりしましょうという事務局案を今頂きましたが、皆さんそれでよろしいでしょうか。

事務局的には今の話で間違いはないですか。

【事務局 飛鳥課長】

はい。

【菅澤会長】

では、そのような方法でやりましょう。

また、議題3の当別の事業は陸上のものですので、再度 Web 接続をして審議していこうというところです。よろしいですか。

【一同】

はい。

【菅澤会長】

失礼しました。

【ユニオンデータシステム株式会社 栗林氏】

すみません。我々はどうしたら良いでしょうか。

【事務局 飛鳥課長】

大変申し訳ないのですが、電波状況の関係もありまして、本日の審議会での質疑応答については中止させていただきます。その詳しい中身については後ほどご連絡させていただきます。

大変申し訳ありませんが、本日はどうもありがとうございました。

【ユニオンデータシステム株式会社 栗林氏】

わかりました。

すみません、そうなりますと、これからは質疑応答含めて、ないということなのでしょう。それとも書類でということでしょうか。

【事務局 飛鳥課長】

いえ、配慮書については今後ございません。

【株式会社 INFLUX 浅野氏】

つまりこれで質疑されたということでしょうか。

【株式会社 INFLUX 土谷氏】

書面にて行うということですか。

【事務局 飛鳥課長】

書面も行いません。今日の案件も含めまして、一般海域での風力発電の利用については、配慮書段階では事業者から質疑応答を省略するという形で決定させていただきました。

方法書以降については従来どおり、事業説明と質疑応答はさせていただきたいと考えております。

【ユニオンデータシステム株式会社 栗林氏】

わかりました。そうしましたら、審議会は続いていると思いますので、ここで切らせていただきます。

【事務局 飛鳥課長】

すみません。今日はどうもありがとうございました。

【ユニオンデータシステム株式会社 栗林氏】

はい、失礼します。

【松島委員】

アセスの手続き上、事業者としては、配慮書は承認されたという位置づけになるのですか。

【菅澤会長】

承認と言いますか、そもそもこれは石狩市長の意見を道に伝えるための審議会ですので、石狩市としては、過去二回のここで出たような意見を参考に意見を作り、道に出すというような手続きになります。

【松島委員】

わかりました。

【菅澤会長】

ですから、我々の方でこのようなことはこれから進めるに当たり注意してくださいと言ってきた、過去二回のようにはいかないということですね。

過去二回に審議した事業が選ばれば、そのときの意見を参考にしてくれるかもしれませんが、今後出てくる事業が選ばれたら、スループスのようになってしまうかもしれないという問題はあります。

ですが、毎回同じことを再現するというわけにもいきませんので、そこは議事録などを、方法書段階で参考にしてくださいというように、上手くやるのではないかと思います。

【藤井委員】

洋上の事業ですので、やはり漁協の意見を聞きたいのですが、前回は今回もいらしていませんよね。

【菅澤会長】

ずっとここに来ていらっしゃらないですよ。

【藤井委員】

この会社も書いておられるように、やはりステークホルダーとして漁協は非常に重要で、陸と全然扱いが違うわけです。それによって私たちの意見が変わったりもしますので、話を聞きたいと思います。

【菅澤会長】

漁協の方は丹野委員でしたね。この先もずっと欠席予定ですか。それとも毎回調整しているが、来られないということでしょうか。

【事務局 飛鳥課長】

毎回日程調整はしているのですが、調整がつかない状況です。

【藤井委員】

今回、大変ご苦労されているのは、陸上と状況が違うので、一定の理解をしていますが、ステークホルダーのウェイトが結構変わるわけですよ。漁協が非常に大きなステークホルダーになるわけです。

そこが、今までの配慮書やこのような資料の中では、ポジティブに見ると割と協議されているように受け取るのですが、本当にそうなのかどうか、私は漁協の意見も聞いてみたいと思うのです。それがこの場であると非常に良いと思います。

【事務局 飛鳥課長】

そうですね。

【藤井委員】

そこはどうですか。市の方では何か状況は把握されているのですか。

【事務局 飛鳥課長】

全ての事業者がではありませんが、実際にアセス行為をしている事業者は、理事会を含めた漁協の方に事業計画を何度もお話しており、今、海域を調査している事業者もいますが、その辺りについても、理事会を含めた漁業者の方に説明をして、ご理解いただいて、許可をもらってから動いている状況ではございます。

ですので、私が言える立場ではありませんが、丹野委員が来られて猛烈に反対するということはないのではないかと思います。丹野委員も事業者から何度も説明を受けて、このような手続きを進めて行きたいのだという話は聞いています。

【藤井委員】

系統接続が、石狩市ではなくて違う市町村になった場合は、それはまた、そちらの漁協、あるいはそちらの自治体で考えるということですか。

【事務局 飛鳥課長】

そうですね。事業者は、石狩湾については石狩湾漁協で話をされていますし、小樽側の海については小樽の方で話をされているというように聞いてはおります。

ただ、小樽の方は、実際にやっているかどうかという情報はこちらに入ってきません。石狩の話は、石狩湾漁協はこのような話をされたら情報が入ってきているので、石狩湾漁協に話をされているということは間違いないと思います。

【藤井委員】

なるほど、石狩湾ですから、石狩湾漁協は網羅されているということですね。

【事務局 飛鳥課長】

いえ、石狩湾漁協というのは石狩市の漁協なのです。

【藤井委員】

市だけですか。湾と言うと、もっと広いようなイメージがありました。

【酒井委員】

小樽市漁協というものもあります。

【藤井委員】

石狩湾漁協と言うと小樽市も入りそうですが、そのようなことはないのですね。

【事務局 飛鳥課長】

ありません。

【藤井委員】

わかりました。

【事務局 飛鳥課長】

石狩湾漁協というのは浜益、厚田、石狩が合併して、その市町村合併に併せて漁協の方も合併したため、名前が変更になって石狩湾となりました。

【藤井委員】

了解です。ありがとうございます。

【菅澤会長】

それでは、次の議題を始めますか。

【事務局 飛鳥課長】

相手方との接続の関係で、音声のみで会議を進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。お時間を取って大変申し訳ございませんでした。

【菅澤会長】

それでは、議題（3）「（仮称）石狩郡当別町西当別風力発電事業計画段階環境配慮書について」の説明を事業者から 20 分程度で願います。

【エヌエス環境株式会社 福田氏】

本日は（仮称）石狩郡当別町西当別風力発電事業に関しましてご審議くださいますよう、よろしく願います。

会社の概要について、1 ページをご覧ください。お示ししてありますように、第一種事業を実施しようとする者の名称は合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所となります。

続きまして、事業概要についてご説明いたします。4 ページをご覧ください。現在想定し

ております事業内容は風力発電所出力が最大 50,400kW、風力発電機の単機出力が 4,200kW、風力発電機の基数が最大 12 基を想定しております。なお、最大出力が風力発電機総出力を上回る場合、これを下回るよう出力低減により対応いたします。

続きまして、事業実施想定区域について、5 ページから 6 ページをご覧ください。場所は当別町上当別地区となります。

事業実施想定区域の面積は図面上で、実線で囲まれた範囲になりまして、こちらが風力発電機の設置対象区域でおよそ 950ha となります。またその実線の外側と接するところにあります点線で囲まれた範囲が、風力発電機の設置は行わないが、工事用道路の拡張や敷設の可能性がある範囲となっておりまして、およそ 430ha、合わせて 1,380ha となっております。なお、事業実施想定区域に石狩市は含まれておりません。

続いて 27 ページをご覧ください。こちらで現在調整しております風力発電機の大きさを掲載しております。風力発電機のハブの高さが約 100m、ローター直径が約 120m、高さは最大で約 160m となる予定です。

続いて 30 ページをご覧ください。現在想定しております風力発電機の輸送ルートです。石狩湾新港で荷揚げしまして、主に道道、国道を利用して、事業実施想定区域の南側もしくは西側から運ぶ計画です。一部搬入が難しい場合には北側からの搬入も予定しておりまして、少し広めに事業実施想定区域を設定してあります。

続きまして、31 ページをご覧ください。事業実施想定区域周辺にある他事業をまとめたものでございます。32 ページに図面でも示してありますが、現在事業実施想定区域の北西側にて計画中の風力発電事業として（仮称）八の沢風力発電事業、（仮称）石狩望来風力発電事業、（仮称）石狩市厚田区聚富望来風力発電事業がございました。

関係自治体は、事業を計画しております当別町と、環境影響が想定される隣接する石狩市といたしました。

以上が事業概要の説明となります。

【菅澤会長】

事業者説明は以上ということよろしいですか。では、質疑応答に入りましょう。

事業概要しか説明してくれていないので、どこをポイントに配慮したのか全然わかりませんね。

私の方から聞きましょうか。住居との離隔距離を 500m としたのは何か根拠があるのでしょうか。

【エヌエス環境株式会社 福田氏】

こちらは以前の環境省等での研究結果で、隔離距離が大体 300m から 400m に住居があるときに、継続した苦情件数が最大となるという資料がございましたので、そちらの 400m におよそ 100m を追加した 500m と、今回は設定しております。

【菅澤会長】

石狩市のゾーニングは見たことありますか。

【エヌエス環境株式会社 福田氏】

はい、ゾーニング計画で 800m の隔離を設定しているのは見させていただいております。

【菅澤会長】

今回は石狩市ではないからとりあえず 500m という感じですか。

【エヌエス環境株式会社 福田氏】

2,000kW 級の風車で、500m の隔離が設定されている研究があり、そのときの資料を確認しましたところ、2,000kW 級の風力発電機の騒音レベルが 103dB から 106dB 程度の出力とあり、今回は 4.2MW の風車なのですが、スペック的にその騒音レベルの範囲内に収まる風車が実際に存在しまして、大型化していても騒音レベルについては大きくなっていないと考えています。

【菅澤会長】

わかりました。

【長原委員】

一般論ですが、会社概要についてよろしいですか。農業法人さんの関連会社と聞いておりますが、どのような会社なのかもう少しご説明いただくとともに、これまでの風力発電の実績等があれば、お知らせいただきたいと思えます。

【合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所 渡邊氏】

初めまして、西当別陸上発電所の渡邊と申します。農業生産法人との関係というご質問についてお答えします。弊社は上で太陽光発電、下で農業という形でソーラーシェアリングという事業を行っております。

風力発電の実績についてですが、現在のところ熊本県及び青森県等で中型風車、小型風車の運営をグループ法人で行っております。

【長原委員】

続けてご質問ですが、この石狩市の近くで、厚田聚富陸上発電という計画がありますが、御社とは同一系列の会社が運営されているのでしょうか。

それから、今二つ、中型・小型の風車を運営されているとお聞きしましたが、今回の計画はそれなりに大きな風車も使われるということで、風力発電事業者のノウハウとして、心配

することはないでしょうか。十分にノウハウはあると、もちろんその自信のもとに計画されていると思いますが、一応ご説明いただきたいと思います。

【合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所 渡邊氏】

ご質問ありがとうございます。一つ目のご質問に対する回答です。おっしゃった石狩市の方の陸上発電所の合同会社とは法人名が違いますが同一で、事業を行っております。

二つ目のご質問ですが、大型風車についてのノウハウについては、確かに弊社の方では大型風車の実績はございません。しかし、弊社が資本を注入していただく法人の方では、それなりに実績がございますので、大型風車で事業を行う実績については、弊社の方では大丈夫だと考えております。

【長原委員】

この地域は農業地域としても、自然保護の意味でも重要な地域ですので、慎重に事業を進めていただきますようお願いいたします。

【合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所 渡邊氏】

はい。ありがとうございます。

【菅澤会長】

ほかに質問はどうでしょうか。

【高橋副会長】

高橋と申します。先ほどの菅澤会長の質問に戻りますが、配慮書の251ページで、配慮が特に必要な施設等から0.5kmを確保できているので、回避低減されると評価するという書きぶりになってはいますが、先ほど説明があった環境省の資料及び風車の出力等々により大丈夫だという考えは、御社の考えであると理解してよろしいでしょうか。

続けて話をさせていただくと、先ほど菅澤会長も申しましたように、その後の知見として、石狩市等々の知見もありますし、500mという距離は一般に認められている距離なのかどうかということも、色々問題があると思います。

また、発電後アセス省令などでの対象範囲は1kmと見ていると思いますが、そういったものを考えたときに、500mありきというような表現でよろしいのかどうか。申し訳ないですが、ここを読んだときに500m離れているものは大丈夫だよというようにしか読めないの、それは少し違うのではないかと思います。今後進めていく中でそういった考え方で進められると、おそらく大きな軋轢を生むのではないかと考えます。

今のことについてどのようにお考えでしょうか。

【エヌエス環境株式会社 福田氏】

500m の隔離距離についてですが、今回はあくまで計画段階当初の配慮書の段階です。こちらの 500m の隔離距離につきましても、事業実施想定区域の一番端からの隔離距離が最短で 500m となっておりまして、実際に風力発電機を配置した位置から 500m の隔離距離という意味ではございません。

今後方法書以降の手続きにおいて、風力発電機の配置を確定しまして、そこからの距離を新しくお示ししますとともに、実際に現地調査を行い、そのところの影響予測を立ててシミュレーションし、問題がないかという検討につきましては、それ以降の手続きにおいてきちんとし、進めて行く所存です。

【高橋副会長】

隔離距離を今後決定していきますよということですが、その前段と言いますか、その考え方の根本に 500m というものがもしあるのであれば、それはおそらく話にならないのだと思います。そうではなくて、最低限と言いますか、500m とおっしゃっていますが、極力離していくことを想定して計画を進めていただきたいと思います。

先ほど 251 ページで気になったことは、特に配慮が必要な施設との距離は、実際には 1.9 km くらい離れていると思います。1.9 km 離れているのであれば、ある程度影響は軽減されるということはわかりますが、そこであえて 0.5 km というものを書いているという意味が、いまいちわからないと言いますか、非常に 0.5 km ありきというような書きぶりに見えてしまうというところがありますので、そこは 0.5 km を頭から外していただきたいと考えています。これは質問ではなく、意見で良いです。

【菅澤会長】

ほかにご質問はありますか。長谷川委員、どうぞ。

【長谷川委員】

配慮の内容を少し要約して説明していただければと思いますが、陸上の風力発電の場合によくあるのは、いくつかの区域を A、B、C、D などと決めて、調査をしたうえで、どこかに絞っていくなど、代替案が提案されたりしますが、今回の御社の配慮書ではその手の代替案が少しわかりづらいのではないかと感じてお聞きしたいと思います。

環境影響がある程度大きい場合は基数を減らすなど、何かしらそのような保全措置というものは考えられていますか。

【エヌエス環境株式会社 福田氏】

まず代替案と言いますか、ゼロオプションの設定に関してかと思いますが、配慮書の 26 ページをご覧くださいませでしょうか。こちらでお示ししているとおりでありますが、現時点にお

いて、詳細な風況や工事計画等が検討中で、風力発電機の配置や構造について確定できていないところがございます。その関係で今回風力発電機 12 基を設定していますが、12 基を設定するよりもかなり大きめに事業実施想定区域を取っておりまして、その中で風車の配置を行うことで、影響の低減を考えております。

また複数案の方ですが、元々存在している風力発電施設等の延命措置などではなく、新たに設置することから現実的なゼロオプションに関する検討ができないと考えておりまして、実際のゼロオプションについては設定しておりません。

【長谷川委員】

12 基を計画して、その配置について配慮するということですね。

【エヌエス環境株式会社 福田氏】

そうです。あとは、こちらは最大 12 基で考えていますが、今後実際に現地調査を行いながら、ほかの影響、騒音であったり、景観であったり、動植物であったり、そういった影響が懸念される場合には、風車の発電機数の減少等も含めて検討していく予定では考えております。

【長谷川委員】

ありがとうございます。

【菅澤会長】

ほかにいかがでしょうか。

【長谷川委員】

いいですか。どこかに載っているのかもしれませんが、この先のタイムスケジュール感と言いますか、どのくらいに調査計画を決め、方法書を作り、実際の影響評価の調査に入って、あるいは何年間くらい影響調査評価を行うなど、そのような計画はどのようになっていますか。

【エヌエス環境株式会社 福田氏】

全体的な概要につきましては、29 ページの工事工程の概要に工事の流れだけは載せております。

それまでの方法書以降の手続きについては、具体的に何月ごろに図書を作成するという時期はまだ確定できておりません。これからの進行状況次第となると思います。

方法書自体につきましては来年の 1 月、2 月ぐらいの早い時期にお出しできればと考えています。また、準備書に関しましては、現地調査を一年以上実施する関係で、早くても再

来年の春夏くらいになるのではないかと考えております。

【長谷川委員】

調査は一年の予定ですか。

【エヌエス環境株式会社 福田氏】

現地調査の期間ということでしょうか。

【長谷川委員】

はい、そうです。

【エヌエス環境株式会社 福田氏】

現地調査は、基本的には一年間の調査を考えております。ただし、猛禽類に関しましては、繁殖期、営巣期を含む一年半ないし、二年弱の期間を考えております。

【長谷川委員】

わかりました。ありがとうございます。

【菅澤会長】

ほかに質問があればお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業の配慮書については以上といたします。事業者さんお疲れさまでした。

【エヌエス環境株式会社 福田氏】

ありがとうございました。

【菅澤会長】

担当課が変わるので、休憩となります。

(休憩)

それでは議題4「石狩市地球温暖化対策推進計画の改定について」と議題(5)「石狩市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について」の諮問を一括で行い、その後それぞれの計画の説明をお願いします。

【事務局 松儀部長】

石狩市地球温暖化対策推進計画を改定するに当たり、石狩市環境基本条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、諮問いたします。同じく石狩市一般廃棄物処理基本計画を策定するに当たり、石狩市環境基本条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、諮問いたします。

(諮問書の手交)

よろしく願いいたします。

【菅澤会長】

それでは審議に移ります。まず事務局から「石狩市地球温暖化対策推進計画の改定について」の説明をお願いします。

【事務局 和田主任】

では、本議題につきまして、私の方からご説明させていただきます。

机上に配付してございます、資料 1「石狩市地球温暖化対策推進計画の改定について」をご覧ください。石狩市地球温暖化対策推進計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 19 条第 2 項及び第 21 条第 1 項に基づき策定するもので、区域施策編及び事務事業編からなります。

区域施策編は地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施し、市内における人為的な温室効果ガス排出量の抑制を図るため、事務事業編は、市が率先して地球温暖化対策に取り組み、自らが排出する温室効果ガスの削減を図ることを目的として策定しているものです。

本計画は平成 17 年に策定されたもので、区域施策編は第 1 期の目標年度が、事務事業編は 2 回の改定を経た第 3 期計画の目標年度が、どちらも今年度となっておりますことから、この度、計画の改定を行うものであります。なお、今回の改定にあたり、同じく今年度を目標年度としております「石狩市地域新エネルギービジョン」につきましては、計画体系のスリム化と実効性向上のため、地球温暖化対策推進計画の中に内容を盛り込み、統合いたします。

本計画は、区域施策編では令和 3 年度から令和 12 年度の 10 年間、事務事業編では令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間で計画期間として策定いたします。

現行の計画では、区域施策編は地球のためにできることから積極的に取り組んでいくことや市・事業者・市民が一体となって取り組んでいくことなどを基本方針とし、それぞれの省資源・省エネの実践や再生可能エネルギーの利用推進、環境教育・環境学習の推進などを施策としております。また、事務事業編では、公共施設の中でも削減効果の大きい施設や取組を優先的に検討・実施すること、市の地域特性に見合った削減策を導入することなどを基本方針として、省エネ改修の推進や再エネの導入、施設規模の見直しや適正配置などを具体的な施策として定めております。

計画の改定にあたっては、これらの方針や施策を踏まえつつ、時代に合った新たな取組な

ども取り入れながら、改定を進めて参ります。

今後のスケジュールにつきましては、あくまで予定ですが、10月の審議会にて途中経過のご報告、12月の審議会にて素案をお示しさせていただき審議を経ると同時にパブリックコメントを実施し、広く意見を募ります。

2月にパブリックコメントの検討結果を反映した上で、審議会の皆様からご意見・ご審議をいただきながら、2月末を目処に諮問に対する答申をいただきたく存じます。

以上、非常に簡単で恐縮でございますが、ご説明とさせていただきます。

【菅澤会長】

それでは、ただ今の説明について、何か質問や確認事項がありましたらお願いします。

【藤井委員】

二つあります。一つは新エネルギーと再生可能エネルギーというものは必ずしも一対一対応していないのですが、その言葉の使い分けは把握したうえで、このような名前になっているのでしょうか。

それからもう一つは新エネルギービジョンについて、先ほどご説明で、改定の結果、この再生可能エネルギーの位置づけが多少変わり、温暖化対策のところのウェイトが増えたように聞こえましたが、そのことによる漏れはないのでしょうか。例えば、地域への再生可能エネルギーの便益は雇用創出などの面が大きいと思いますが、そこが従来通り担保されるものなのかどうかというところが確認したいです。

【事務局 飛鳥課長】

今のご質問の新エネルギーと再生可能エネルギーの部分になりますが、今回の地球温暖化対策推進計画につきましては、CO₂をいかに削減することができるかという計画目的になってございます。

再生可能エネルギーと新エネルギーと言われているものは必ずしも一致しないという部分については、理解させていただいていると認識しております。地球温暖化対策を推進するに当たっては、当然CO₂を発生しない再生可能エネルギーが重要とはなってきますが、それ以外にも技術革新とともに、これから出てくる新しいエネルギーもあるのではないかと考えますし、従来から新エネルギーと言われているものについても、エネルギーバランスを考えると、やはりこれからの地球温暖化を考えるうえでは、取り込んでいくことが必要になっていくのではないかと思います、今回、一体とした計画を考えております。

また、再生可能エネルギーによる雇用創出という部分の考え方ですが、実際に再生可能エネルギーによって雇用創出されるかどうかは、再生可能エネルギーを増大させることで、ほかのエネルギーを創っていた事業は縮小されていくものということもあると思いますが、再生可能エネルギーについても、メンテナンス等では一定の雇用はあるのではないかと考

えています。

ただ、実際に再生可能エネルギーにスイッチすることによって雇用がどうなるのかという部分については、誠に申し訳ありませんが、今回の地球温暖化対策推進計画の中では検討するものではないと認識しています。

【藤井委員】

再生可能エネルギーの便益を多角化しておかないと、色々なステークホルダー拾えないと思います。つまりこの規模で風力発電やっていたら、当然化石燃料からの代替電源として、石狩市は大変良くやっていますとなるとと思いますが、それだけでは市民の共感を得られないのではないかと思います。

市民が再生可能エネルギーを普及することに対して、より便益を拾えるように、例えば、今申し上げたのは雇用の創出ですが、それは、バイオマスなどは非常に高いと言われていますが、再生可能エネルギーの形態によっても全然効果が違います。

それからもう一つ、今申し上げそびれましたが、やはりエネルギー分散です。その意味では、やはり当然地域として便益があるわけですから、今は政権が変わるかもしれませんが、国の政策で色々物事が揺れ動くようだと、この基本計画の再生可能エネルギーの位置づけがなかなか読めないと思いますので、今回は必ずそれを100%きっちり入れてくださいということではなくて、その辺りも踏まえて行政として認識を新たに持っていただくと良いのではないかと思います。つまり再生可能エネルギーの便益をもう少し広く念頭に置いておくということです。

【事務局 飛鳥課長】

わかりました。検討させていただきたいと思います。

また、エネルギーの生産集中というものも問題にはなっていますので、その辺りは十分に検討しなければいけないのではないかと、市としても考えているところではございます。

【菅澤会長】

この現計画の目標が2020年までということはいくつか書いてありますが、これの現時点の状況はどうなっていますか。例えば、区域施策編の一人当たり10%削減という目標が、削減されたのか、増えてしまったのか、あるいは事務事業編の25.9%削減という目標が今どうなっているのか。

【事務局 飛鳥課長】

最新のデータについては現在各施設等から情報の提供を頂き、集計している最中になってございます。

去年ベースでお話させていただくと、すみません、資料を持ってきていなかったのですが、

環境白書の中で毎年報告させていただいていて、達成している部分と達成されていない部分がいくつか点在しております。CO2削減なども計算に使用する係数が原発の事故によって変わったということがあり、それによってCO2の削減量が目標に達成しないなどの状況となっております。

細かいところについては、今日は資料を持ってきていないものですから、すみません。

【菅澤会長】

確かここでもその話しましたよね。

【事務局 飛鳥課長】

はい。

【菅澤会長】

排出量の係数が変わったため、増えてしまったというような話がありました。今後これから目標を定めるところで、CO2排出係数などがどうなっているかによって変わってくると思いますが、おそらく10年前だと、CO2の削減量は原発頼りの目標だったと思います。今や原発頼りの計画は立てられないと思いますので、その辺りの実現可能性がどう検討されているかが気になったところです。

【事務局 飛鳥課長】

目標の設定等についても、これからどうしたら良いのか、どういう係数を使ったら良いのかという部分は現在検討しているところでございまして、その辺りはきちんと整理しながら計画を作っていくたいと考えてございます。

【菅澤会長】

松島委員どうぞ。

【松島委員】

一つだけ、地球温暖化対策として、例えば、ほかの部局等で取組まれているものをどう評価していくかということが知りたいと思います。

例えば、緑の部署で緑地を増やす、都市内の緑林を増やすといったような取組による温暖化対策や、コンクリート構造物を減らすことによって、そこに出てくる建設コスト、このコストはお金ではなくてCO2の排出量ですが、その削減などをこの計画の中ではどういう形で位置付けられるのか。それぞれの部署でやったものをあとから評価する形になるのか、それともこのような計画の中で、そういったものを併せて盛り込んで策定されるのか。計画策定段階でどのようなやりとりがあるのでしょうか。

【事務局 飛鳥課長】

例えば、山林等含めまして、緑を増加させることによってCO2の吸収量を増やすなどということにつきましては、当然関係する部局が、実際に現状がどうなっているのか、それから今後の計画などを含めて、では10年後にどれくらいになるのだろうかという検討を、この計画の中で進めていくことになります。

あくまでも市役所は、そちらでやっていることは知らないという縦割りではなくて、地球温暖化に関する事例や、どのような対策があるのかなどについては横断的に協議を進めながら、計画の方に盛り込んでいこうと考えております。

【松島委員】

ありがとうございます。

【菅澤会長】

よろしいですか。それでは、またこの案が出てきたところで具体的な話をしましょう。

では、もう一つの方の「石狩市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」の説明をお願いします。

【事務局 宮原主査】

私から、石狩市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定についてご説明します。

資料2をご覧ください。まず計画の位置づけとして、簡単な体系図を示しておりますが、一般廃棄物処理基本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条により策定が求められております。また、本市におきましては環境分野の総合計画として「第5期石狩市総合計画」と調整を図りながら策定した「石狩市環境基本計画」、これにつきましては現在、第3次の計画について審議いただいているところですが、その個別計画として、一般廃棄物の適正処理や減量化に関する基本的事項を定めるものとなっております。

続きまして、裏へ行きます。計画の目標年次等につきましては、これまで平成24年3月に策定した「石狩市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみの減量化やリサイクルの推進を図ってきました。現在の計画は今年度までの10年間の計画となっております。次期計画も同じく10年間、令和3年度から令和12年度までを期間とする計画を策定します。

なお、現在の計画は基本理念を「ものを大切にし、循環させて賢くつかうまち」とし、基本方針に「4Rの推進」、「ごみの適正処理」、「環境の保全」、「市、市民、事業者協働」の4つを掲げて施策を実施してきました。また、4つの数値目標を設定しております。

今後、現在の計画における施策内容や成果を踏まえ、新たな計画を策定することとしています。

3番目の策定スケジュールについては、あくまでも予定ですが、環境審議会でも今後2回ほ

どの審議を経て、来年2月に答申いただきたいと考えております。また、ごみの減量やリサイクル推進のために活動していただいている市民会議「いしかり・ごみへらし隊」と適宜意見交換するほか、12月にパブリックコメントを実施します。頂いたご意見を反映しながら、今年度中に新たな計画として決定したいと考えております。

簡単ですが、私からは以上です。

【菅澤会長】

それでは、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

【加藤委員】

裏面の施策の「ごみの適正処理」について、ハード面で少しお聞きしたいのですが、例えば、最終処分場の現状など、処理施設的能力は公共施設として相当古くなっていると思います。それから後ほど説明があるのではないかと思います。自然災害が大変多くなって、災害の廃棄物処理が、今、各自治体で問題になっていますが、その辺りの取扱いの整合性について、もしわかれば教えてください。

【事務局 石倉課長】

ただ今のご意見にお答えします。まずハードの関係ということで、最終処分場は現在約6割強までの処分率となっております。大体の目安ですが、残数としては15年から16年と考えております。また、廃棄物処理施設につきましては、既に26年が経過しております。今年度、長期化計画を策定するか、更新するかというところを、現在数値費用の試算等を行っているところでございます。

また、最後に災害廃棄物の計画ということでございますが、これは今年度策定する予定で考えております。

【加藤委員】

災害廃棄物の関係は、今年度策定するということですね。

【事務局 石倉課長】

はい。

【加藤委員】

ということは、環境基本計画と整合性が取れてくるということですね。

【事務局 石倉課長】

立ち位置としては、環境基本計画の下部に位置するということを考えてございますので、

整合性を取って策定する予定です。

【加藤委員】

わかりました。

【菅澤会長】

藤井委員どうぞ。

【藤井委員】

今日議論している災害廃棄物というものは、一般廃棄物ですよ。産業廃棄物の方もありますよね。その辺りの位置づけというのは、例えば、今ご回答いただいた内容だと、災害廃棄物というものは一般廃棄物のみを対象とするような印象を持ちましたが、そうではない。例えば、事業者からのごみが災害と関連したら、それは産業廃棄物の方に入るわけですよ。

災害廃棄物というものは、一般廃棄物も産業廃棄物もあると思うのですが、その認識は良いですか。

【事務局 石倉課長】

そうです。

【藤井委員】

そうするとそれは、今回扱っているのはあくまでも一般廃棄物の方ですので、産業廃棄物の方はまた別のどこかの部署か何かで議論されているということですか。

【事務局 石倉課長】

石狩市一般廃棄物（ごみ）処理計画という計画は、市町村が処理しなければいけない廃棄物で、それがいわゆる一般廃棄物というものです。

災害廃棄物の計画というのは、発生したごみをどのような形で処理するかというスキームをその計画の中で謳うという形なのです。あくまで一般廃棄物は、一般廃棄物を処理しなければいけない市町村がこのような形で処理する。産業廃棄物はまた別で、都道府県の所管になりますので、そこで処理するという大きな流れのスキームを計画の中に謳うという計画になっております。

【藤井委員】

今まで災害廃棄物という概念はあまりありませんでしたよね。ですから、災害廃棄物の中で誰も面倒見ないような部分はないと考えて良いですか。

【事務局 石倉課長】

誰も面倒見ないという廃棄物は基本的にはないと考えています。

【藤井委員】

わかりました。ありがとうございます。

【菅澤会長】

おそらく災害で出るものは、ほぼ一般廃棄物ではないかと思います。産業廃棄物を見るから産業廃棄物処分場に持って行かなければいけないような有害なものでも、産業に基づいて出たものですので、どこかに産業廃棄物を溜めていたものが流れてしまったなどであれば、まさに産業廃棄物ですが、工場の設備が水で流れてしまったと言っても、それは事業系一般廃棄物ですよ。

【藤井委員】

事業系一般廃棄物ですか。では、漁業系のものはどうなのでしょう。

【菅澤会長】

漁業系の網などは、そこで出た産業に基づいて、本来はごみではなかったが、流れてしまっ

てごみになったということならば、それは産業廃棄物ですね。

【藤井委員】

誰かが面倒見ているということですね。

【菅澤会長】

あと、4Rという言葉が注釈なく使われていますが、リデュース、リユース、リサイクルとあともう一つ何でしたか。

【藤井委員】

リフューズですね。これは過去の審議会で僕がコメントしたと思います。

【松島委員】

いらないと断るという考えですね。

【菅澤会長】

レジ袋などですね。

これを完成させるときには注釈を入れるなど、どこかに説明がないと、基本方針だと出て

いる割には少しイメージし難いのではないかと思います。

循環型社会形成推進基本法のときには、確か3Rと言っていたと思いますが、今はリフューズですか。

【藤井委員】

リフューズが最上位です。要はごみを出さないということが一番尊いということになっています。

【菅澤会長】

リデュースとは少し違うのでしょうか。

【藤井委員】

リデュースは入り口に入ってしまったものを減らすという考えです。入り口にすら入れないという考えがリフューズです。

【長原委員】

従来の石狩市のごみ処理計画の中で、環境問題含めて、ごみの排出量の削減は大きな課題ですが、家庭系ごみについてはそれなりに色々な取組をしてきたように思います。ただ、私の感じ方としては、事業系ごみに対する取組方が、位置づけにしても、現実的なこれまでの取組方にしても、比較的手薄と言いますか、弱いようなイメージを持っているので、今回の計画ではその辺りも十分に検討された計画づくりをお願いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局 石倉課長】

おっしゃるとおり、計画で設定している数字から見ると、家庭系ごみは目標値よりも低い状況で推移してきております。一方で事業系ごみは目標よりも少し多いという状況となっています。

ただ、事業系ごみと言っても、単純に民間の企業から排出されるごみだけではなくて、例えば、先ほど話にあった災害や火事に個人のお宅が遭ったときに、処分する段階で事業者が入った場合は事業系一般廃棄物というように変わってしまいます。そうすると、事業系ごみとなってしまいます。それはあくまで、どうしても発生してしまった場合は処理しなければならないごみということで、数字的には上がっていると、我々としては考えております。

ただ、委員がおっしゃるとおり、事業系ごみを削減する取組は、まだまだ市としてやっていかなければいけない部分と考えていますので、次の計画の中では、その部分について課題として捉えたいと考えております。

【長原委員】

もう一言付け加えさせていただければ、とりわけ生ごみと言われるもので、またその中でも食品廃棄物が大量に、事業系ごみとしても捨てられているという現状について、食品ロスの問題を含めて、ぜひ今回の計画の中では取組を強調していただければと思っております。

【菅澤会長】

ほかにはよろしいでしょうか。それでは、議題4と議題5については以上とさせていただきます。

本日、前半ごたごたしてしまって申し訳ありませんでした。予定しておりました議題は以上ですが、ほかには全体を通して、ご意見・ご質問等はございませんか。

【長原委員】

今日の菅澤会長の仕切りの中で、今後の洋上風力発電についての仕切りがあったことは十分に理解しております。ただ、今後我々はどこでどのような計画が進んでいるのか、方法書の段階まで全くわからないということになります。方法書の段階まで全然情報が無いというのも少し困るので、何かの形で、計画の段階でこのような事業者の計画がありますということくらいは、毎回審議会を開かなくて良いので、教えていただけないだろうかと思いますが、どうでしょうか。

【菅澤会長】

どうですか。不定期に審議会がありますので、その間に出てきたものは、このような計画が出てきましたと情報提供をお願いしたいということですが、どうでしょうか。

【事務局 飛鳥課長】

まず事業者からアセスの手続きが始まった場合に、各委員さんに資料を提供するとともに、次の審議会があったときに、このような事業が計画されていますというようなご説明を簡単にさせていただこうかと思っております。

【長原委員】

よろしく願いいたします。

【菅澤会長】

長谷川委員、どうぞ。

【長谷川委員】

方法書は大事だと僕が言ったのですが、そうは言っても方法書もたくさん出てくるとし

んどいだろうと思いますが、その方法書についても、過去にもありましたが、どこに建てるのかというレベルで出てくる方法書があります。きちんと設置地点が決まっておらず、本当にぎっくりとした調査範囲になっているような、調査地点が議論できないような方法書が過去にも出てきているので、そんなものばかり出てくるのであれば、今回の配慮書と同じ状況ではないかとは思いますが。どれも聞くことは、ほとんど同じになってしまうので、結局、言うことは同じだと思います。

良い提案ができるわけではありませんが、もう少し足並みを揃えて、一斉に見比べたりできるわけではないかもしれませんが、もう少し情報の整理と言いますか、先のことなので、何件くらい方法書が出てくるかわかりませんが、一件、一件、同じようなものを何回も同じように繰り返すということは、もしかしたら方法書の時点でも、あまり効率的ではないかもしれません。

【事務局 飛鳥課長】

一般海域における、環境影響評価の方法書の中では具体的に風車の立つ位置は出ないと思います。

【長谷川委員】

そうですね。

【事務局 飛鳥課長】

というのは、先ほどもお話ししたように、促進区域が指定されてから、その区域の中でどのくらいの事業ができるのか、また、どこに建てるかという効率が良いのかということを選定していくこととなりますので、促進区域が指定された後の方法書であれば、その促進区域に合わせた形の具体的な計画の方法書になるとは思いますが、促進区域が指定される前段で方法書が出された場合は、今回の配慮書と同じようなアセス書が出てくる可能性はあるのではないかと思います。

先ほどは方法書以降全てというようなお話もさせていただきましたが、もしかしたら、促進区域の目処がついて、どこが促進区域になるのか決まった後に出される方法書から審議していただく方が良いのかもしれないと、今のご意見を聞いて思いました。

【藤井委員】

今の話に関係してですが、今の話は洋上の話ですね。

【事務局 飛鳥課長】

はい、一般洋上です。

【藤井委員】

以前審議した方法書に割と雑なものがあったり、今日も離隔距離 500m という議論がありました。陸上に関して、これなどは前と同じ会社だということですし、環境アセスをやっている会社も似たようなところがやっています。ですから、そのようなきちんとするところはするという姿勢が、少しいい加減な事業者を事前に淘汰できる一つの手立てではないかと思えます。

要は促進区域が決まらないという洋上とは別に、陸上の方をきちんとやるということが、再生可能エネルギーを推進する側である私としても、良いと思うのです。ですから、この姿勢が、今日の議論を聞いていて、いつまでもここから何 m だなどという議論を今日のような感じでやられると、どうかと思う次第です。

【菅澤会長】

陸上については従前どおり行い、あとはコロナの収まり次第で、前のようにできるか、今日のようにになってしまうかということですね。

今日くらいのやり取りですと、我々が真剣に 500m ではだめだと言っても、伝わっていない可能性がありますね。そこが少し悩ましいと思いましたが、陸上については基本的に従前どおりということで良いのではないかと思います。

松島委員どうぞ。

【松島委員】

また洋上の話に戻りますが、方法書の件で、区域が確定してから出てきた方法書についてディスカッションするということはもちろん必要だと思いますが、区域が決まっていない段階で出てきた方法書はどういう取り扱いになるのか。そこはもう OK になってしまうのでしょうか。

もし区域が決まるまで方法書出さないように言えるのであれば、それがベストではないかと思いますが、出されてきたものに対してどういう取り扱いをするのか、その辺りについて教えていただければと思います。

【事務局 飛鳥課長】

具体的に今どうすべきだという答えが見つからないということで、大変申し訳ないと思います。

【松島委員】

いえいえ。それは多分アセス法の問題だと思います。

【事務局 飛鳥課長】

先ほども申し上げましたが、アセス法が再エネ海域利用法に対応しておらず、事業性がな
いような区域もアセス行為を認めているという点が問題で、それに対して市町村がどのよ
うな意見が言えるのかというと、一般的なことしか言えないのではないかと思います。こ
ういうところに配慮して事業を検討してくださいという話しかできないのではないかと
思っている状況です。

実際に方法書が出されてくるのかということも、今の段階では何とも言えません。

【松島委員】

そうですね。それで、今のこの現状を環境省の方には上げていますか。やはり大元の方
でそれはどうにかしてくれないと、同じことで悩んでいるところは、きっと全国各地でたく
さんあると思います。それはやはりこちらから上げていかないと、上の方は認識していない
可能性もあるので、一向に良くなれないと言いますか、石狩市もずっとそれを抱え続けるこ
とになってしまうのではないかと思います。その辺りはどうでしょうか。ゾーニングなど
も結構環境省とのやりとりはあったと思いますので、その辺りでどうにかしてくださいと、
上に現状を上げるのはどうでしょうか。

【事務局 飛鳥課長】

少し状況等も確認しながら聞いてみたいとは思いますが。

このような答えしかできなくて、すみません。

【松島委員】

いえいえ、とんでもないです。これは一番困るのは基礎自治体です。

【長谷川委員】

この洋上は、同じような場所にまだ出てきますよね。

【事務局 飛鳥課長】

まだ出てきます。

【長谷川委員】

その締め切りのようなタイミングはわかりませんよね。

【事務局 飛鳥課長】

あくまでも事業者が環境影響評価法に基づいて手続きされるものですので、締め切りも
ありませんし、いつ出されるかも自由です。国の法律に基づいての手続きのため、基礎自治

体が出すのをやめてくださいという意見を言えないので、そこが苦慮しているところで、ぼろぼろと出されると非常に困るところではあります。

【長谷川委員】

確かに長原委員がおっしゃったように、どのくらい計画が出てきているのか、何社くらいになっているのかなどは、やはり把握が必要だと思います。そのような情報を頂いた方が良いと思いますが、確かに、出るたびに同じような話をするのは効率も悪いですし、結構不毛なところがあるのではないかとと思うので、その整理が難しいところです。

きちんと把握はしつつ、ただ無駄に同じことは繰り返さないような、議論をできれば良いのではないかと思います。

【事務局 飛鳥課長】

配慮書については、先ほど菅澤会長からお話があったように、市の方針としても、陸域は別として、この一般海域については今まで頂いた意見を踏まえながら、区域的にも事業的にも同じものになりますので、市の意見を道の方に出させていただこうと思います。

方法書については、まだ今月、来月に出てくるものとはなっておりませんので、次回の審議会までにどのような方法が良いのか、事務局の方でも考えさせていただきまして、次回にでも提案させていただきたいと思います。

【菅澤会長】

環境省と話をして、環境省の方であれば、促進区域の選定など、色々としているので、方法書は促進区域を選定してからしてくださいと言ってくれると、大分効き目がありそうです。この件の困り具合は環境省にぶつけると良いのではないかと思います。

それでは、審議会としては以上となります。事務局から何かあればお願いします。

【事務局 飛鳥課長】

それでは、事務局方から一点ご説明させていただきます。机上に本日配付しております、「第3次石狩市環境基本計画骨子」についてですが、先月の審議会において頂きましたご意見等を踏まえて、確定させたものを配付しております。これらの骨子にこれからさらに肉付けしていき、素案を作成していくこととなりますが、何か気になる点など、ご意見等がございましたら、メール等で構いませんので、頂ければ、今後の本編作成において、参考にさせていただこうと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは最後に、審議会議事録についてご確認いたします。記録方法は全文記録、それから確認方法は会長、副会長の2名で確認とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となりますが、本日は会議運営に大変不手際がございまして、大変申し

訳ございませんでした。これからもよろしく願いたします。

【菅澤会長】

本日は長時間にわたりお疲れ様でした。

以上を持ちまして、令和2年度第3回石狩市環境審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

【一同】

ありがとうございます。

令和2年11月10日 議事録確認

石狩市環境審議会

会長 菅澤 紀生

令和2年11月4日 議事録確認

石狩市環境審議会

副会長 高橋 英明